

経済情勢の変化を受け見直される電気料金制度

今般、公共料金である電気料金制度が、利用者に対してできる限り低廉な価格で安定的な供給を行うことなどを目指して、見直されることになりましたので、その背景と概要について紹介致します。

1. 電気料金の仕組み

家庭向けなどの電気料金は、基本料金プラス従量料金と、燃料費調整制度により輸入燃料価格の変動に応じて自動的に調整される燃料費調整額との合計で算出されます。

【電気料金の算定式】

電気料金 = 基本料金 + 電力量料金単価 × 使用量

± 燃料費調整単価 × 使用量

燃料費調整額

2. 従来の電気料金算定方式

従来の算定方式では、例えば2009年4月～6月の期間に適用される燃料費調整単価は、2008年10月～12月の貿易統計における、原油、液化天然ガス、石炭の3か月間の平均燃料価格に基づき算出することになっていました。つまり、2四半期前の原油、液化天然ガス、石炭の3か月間の平均燃料価格に基づき算出した燃料費調整単価を、3か月後に、3か月分毎の電気料金に適用していました。

また、基準となる平均燃料価格が前回と比較して±5%以内の変動であれば燃料費調整は行われず、調整の上限である基準となる平均燃料価格+50%を超える部分は上限価格で調整が行われていました。(図表1、2)

しかし、輸入原油価格(財務省貿易統計)を例にとると、それまで上昇を続け、2008年8月に1ℓ当たり約9万2千円のピークを付

けて以降下落に転じ、2009年1月～3月は2万5千円程度にまで急落しています。最近の原油等の燃料価格の大幅で急激な変動を受けて、燃料価格の変動を迅速に料金に反映させるとともに、料金の大幅な変動を抑制するため、電気料金制度が改善されることになりました。

3. 新電気料金算定方式

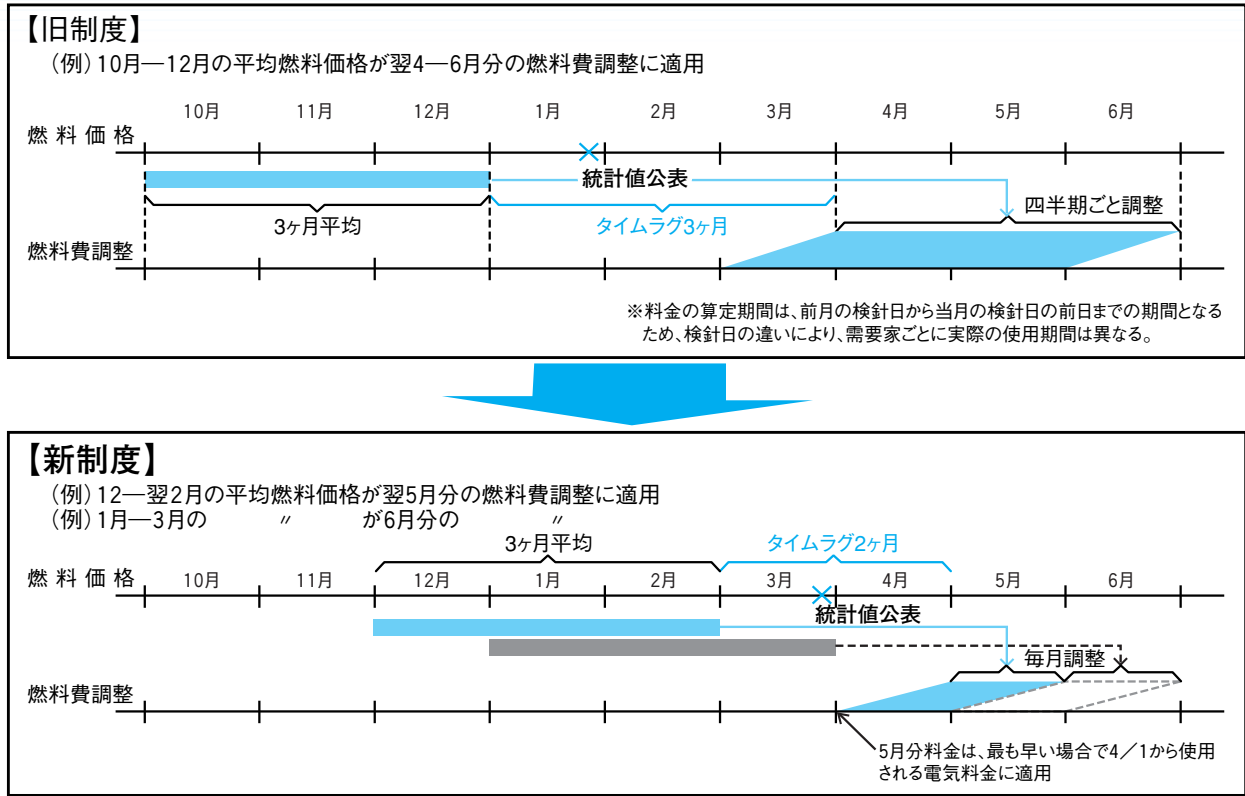
新算定方式は、2009年5月分の電気料金から適用されます。例えば、2009年5月分の料金には2008年12月～2009年2月までの平均燃料価格が反映されることとなります。つまり、3か月間の平均燃料価格に基づく燃料費調整単価を適用するまでの期間を1か月間短縮し2か月後とし、3か月分毎に更新されていた燃料費調整単価は毎月更新されることになりました。また、調整を行わない範囲は廃止され、基準燃料価格(基準となる平均燃料価格)の±5%以内の燃料価格変動も料金に反映されることになりました。なお、調整の上限については変更ありません。(図表1、2)

因みに、東京電力の場合、従量電灯B・30Aの契約で月間使用量が290KWhである平均的な一般家庭について計算した場合、5月分の電気料金は旧制度の4月分に比べ610円程度安くなり、6月分は、4月分の料金に比べ770円程度安くなります。

4. 今後の電気料金制度

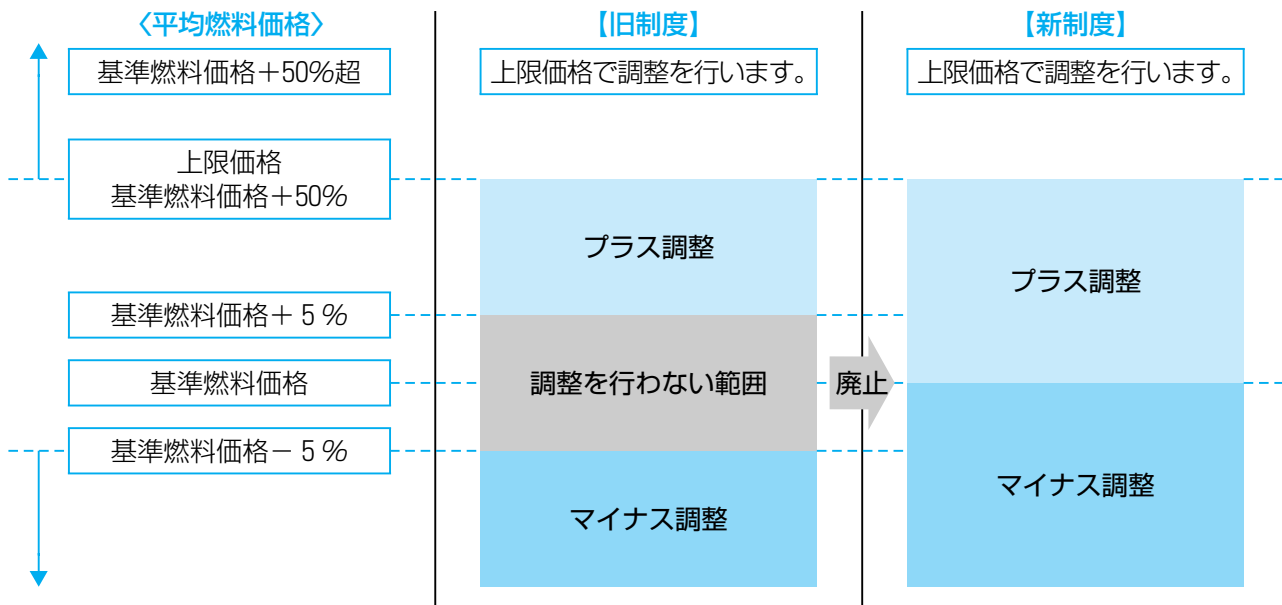
今後も、利用者の利益の保護と事業者の経営環境の安定化を両立させることが必要ですが、事業者は、一層の経営効率化が求められ、その成果が問われることになるとみられます。

図表 1. 燃料費調整制度の見直しについて



(資料) 資源エネルギー庁ホームページより

図表 2. 燃料費調整を行わない範囲の廃止



(資料) 資源エネルギー庁、電力会社の資料をもとに当研究所作成